

新型コロナウイルス対策

緊急支援資金

高根沢町は、新型コロナウイルスの影響により被害を受ける
中小企業・小規模事業者の喫緊の資金繰りをサポートします。

資金使途	新型コロナウイルスの影響により 資金繰りに支障をきたしている場合に要する運転資金		
融資対象者	町内で事業を営む資本金 2,000 万円以下、又は常時使用する従業員が 20 人以下の法人又は個人であるもの		
資格要件	・次の①～③の全ての要件を満たし、かつ④～⑦のいずれか要件に該当するもの ① 町税に未納がないこと ② 原則として、町内で 1 年以上継続して事業を行っていること （※新規創業事業者等への運用緩和あり） ③ 資金の貸付実行が令和 3 年 3 月 31 日までに決定となるもの ④ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近 1 か月の売上高等が前年同月に比較して 5% 以上減少しており、かつ、その後の 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が 5% 以上減少する見込みであるもの ⑤ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定に基づき町長の認定を受けたもの ⑥ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づき町長の認定を受けたもの ⑦ 中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定に基づき町長の認定を受け危機関連保証制度要綱に定める危機関連保証を利用するもの		
融資限度額	1,000 万円	担保	貸付金融機関の規定による
融資期間	7 年以内（据置期間 1 年以内）	返済方法	元金均等月賦償還
保証料	町が全額補助 ※繰上償還等で保証料額が変更になった場合、保証料差額分を返還していただく ことがございます。	受付開始 運用開始	令和 2 年 4 月 24 日 令和 2 年 4 月 24 日
融資金利	1.0% 支払い利子は借入金完済後に町が全額補助する。 ※延滞金及び期間延長に係るものは除く。		
保証人	個人以外については代表者のみ、個人については不要 ※取扱金融機関及び栃木県信用保証協会が認める場合はこの限りではない		

【問い合わせ】

高根沢町産業課商工観光係

☎028 - 675 - 8104